

美郷町清水周辺環境整備・保全計画

平成25年10月

秋田県美郷町

目 次

I	計画策定の基本方針	
1	現状及び背景	1
2	基本方針	1
3	清水に求められる機能	2
4	課題	2
II	整備方針	3
III	整備計画	
1	整備計画	4
2	計画の期間	4
3	整備による効果	5
IV	清水及び周辺環境の維持・保全方針	6
V	保全計画	
1	保全計画	8
2	保全による効果	9
	資料（別添）	
1	別表（六郷地区整備計画）	
2	美郷町清水周辺環境整備検討会設置要綱	
3	美郷町清水周辺環境整備検討会委員等名簿	
4	美郷町水環境保全条例	

I 計画策定の基本方針

1 現状及び背景

美郷町では現在126か所の清水が確認されており、生活用水として、また観光資源として活用されている。清水及びその周辺の環境保全については、これまで町や地域住民等によって維持活動や啓蒙が行われているほか、町では平成20年に「美郷町水環境保全条例」を制定し、水環境に関して、町、町民、事業者相互における共通認識を図りながら水源域及び地下水等の保全を推進してきている。

しかしながら、近年は、時期によって水位が低下する清水が散見されることに加え、地域において日常生活に密着した場であった清水が、生活様式の変化に伴って人々の生活から遠い存在になり、清水に対する住民の保全意識も低下傾向にあることから、今一度各方面から意見を集約し、清水環境の保全や整備について計画を策定するものである。

美郷町で確認されている清水の数

千畑地区	33
六郷地区	73
仙南地区	20
合計	126

2 基本方針

これまで行ってきた清水の環境保全や整備について検証し、併せて、日常的な維持管理を含めて適切な環境保全を推進することによって清水の魅力を取り戻し、「あらゆる命をはぐくみ、人々の暮らしを潤し、かけがえのない美郷町の文化、産業、経済などをはぐくんできた清浄な水環境」について今後とも大切にするという意識を喚起するとともに、町民共有の貴重な財産として保全し、次代に引き継ぐことを基本方針とし、必要な保全整備を進めるものとする。

3 清水に求められる機能

清水には、生活用水としての活用など「生活の場」としての機能、水棲生物の観察や湧水のしくみなどを学ぶ「学習の場」としての機能、涼をとりながら散策を楽しむなど「憩いの場」としての機能が求められる。

それらの機能を維持するための保全及び整備が必要となるが、保全活動が地域に根ざし、水資源が自分たちの貴重な財産であるという認識が浸透することで、住民が誇れる「観光資源」としての機能が付加されることとなる。

4 課題

清水の保全や整備、日常的な管理のあり方等に関し、美郷町清水周辺環境整備検討会において挙げられた主な課題は次のとおりである。

(1) 清水及び周辺環境の整備について

- ・足場が滑りやすいなど危険な箇所がある
- ・排水が機能していない（清掃が難しい、水が淀んでしまう）
- ・景観整備が十分でない（底の玉石、周辺の景観等）

(2) 住民意識について

- ・清水を地域で守る、保全するという意識が希薄化している
- ・若い世代の人たちには、そもそも清水の清掃が必要という認識がない
- ・日常使用している地下水と清水が同一の資源であるという認識が不足している

(3) 観光について

- ・美郷町を訪れても湧水群を見ないで帰ってしまう観光客がいる（情報の不足）

II 整備方針

Iの3及び4を踏まえ、保全活動を推進する上で必要な清水及び周辺環境の整備は町が行うものとし、清水が持つ機能に合わせ、次に掲げる事項を整備の方針とする。

なお、保全活動に関しては、清水が地域のかげがえのない財産であるという認識のもと、地域住民が主体となって行うのが望ましい姿であることから、地域住民による永続的な管理が可能となるよう整備を進める。

(1) 生活の場としての清水

- ・清水が美郷町及び美郷町民にとってかけがえのない財産であるということを再認識できる整備とする（清水の「見える化」を図る）。
- ・安全に配慮し、安心して利用できる整備とする。

(2) 学習の場としての清水

- ・水棲生物の生息に配慮し、観察にも適した整備とする。

(3) 憩いの場としての清水

- ・癒しの効果を発揮できるよう、散策や休憩に適した整備とする。

(4) 観光資源としての清水

- ・観光客等の来訪者が満足できるよう、景観に配慮した整備とする。

Ⅲ 整備計画

1 整備計画

整備にあたっては、整備方針に基づいて次に掲げる事項に着眼し、効果的に推進するものとする。なお、具体的な整備等については、地区ごとに別表を定め行うものとする。

(1) 水資源の調査

水源や水脈に関する調査を実施し現状を把握する。さらに、その結果を有効な涵養方法（場所、時期、数量等）に活かす。

(2) 清水の活用

①生活の場としての清水

- ・ 清水の湧出量（水位）を観測できる器具を設置し、その変化を観測しながら清水の現状や水の大切さを考え、日常使用している地下水と清水が同一であることを認識できる整備とする。

②学習の場としての清水

- ・ 水棲生物が生息する清水を保全し、児童生徒等が観察できる環境を維持するための整備とする。

③憩いの場としての清水

- ・ 植栽や休憩のための設備等、癒しの効果が期待できる整備とする。

④観光資源としての清水

- ・ 清水の親水箇所を整備し、これまで以上に水環境の素晴らしさを感じてもらえるものとする。
- ・ 従前の散策コースに今後整備する清水を加えて見直しを図り、観光資源に厚みをもたせる。
- ・ 清水を訪れた人が、あるいは町内の他の観光施設等を訪れた人が、相互に足を運ぶことができるよう案内を強化し、必要な情報を発信する。

(3) 水源涵養林の整備

水源涵養の機能を有する森林の保全に努め、その効果を維持できるよう植樹や間伐、下刈り等を実施する。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から29年度までの5か年とする。

3 整備による効果

「生活の場としての清水」「学習の場としての清水」「憩いの場としての清水」「観光資源としての清水」の共存が可能となるほか、地域住民及び観光客等にとって、安全で安心して利用できる清水及びその周辺環境が整う。

IV 清水及び周辺環境の維持・保全方針

町は、水環境の保全に関して次に掲げる事項が実現されるよう必要な方策を講じるものとし、町民及び事業者等は、その方策について連携し協力するものとする。

(1) 水源涵養に資する健全な山林の形成

水源涵養に資する町有林及び民有林など、山林の適切な管理、保全及び水源域の良好な環境保全に努める。

(2) 水辺での貴重な動植物などの生態系の維持

イバラトミヨをはじめとする希少な動植物の生態系を守り、潤いのある景観を維持管理するため、水辺の良好な環境保全に努める。

[参考]

イバラトミヨが生息しているということは、地球の長い歴史の中で美郷町の清水が生息地としてイバラトミヨに選ばれたことである。イバラトミヨの存在は、地域環境の豊かさのバロメーターであり、イバラトミヨを守ることは、真に豊かで美しい持続可能な社会・環境の構築に、地域を挙げて向かっているという証でもある。

イバラトミヨを守るには、どうしたらよいのでしょうか？

①清水を枯渇させない

- ・地域全体の地下水位を維持する。道路や家屋等の消雪に地下水を過剰利用しない。
- ・清水を雪捨て場にしない。生息域が氷結する恐れあり。湧出量が減少している時期は危機的状況に陥る可能性あり。

②適切な清掃が必要

- ・泥や落ち葉の清掃をしないと、水中の酸素濃度が低くなり還元臭（メタンやドブ臭）が発生するなど生息環境の悪化につながる。
- ・ただし、隠れ場所の確保のため、やり過ぎも禁物である。

③水路にゴミや化学物質を流さない

- ・地下水が豊富な地域は工業も盛んであり、また、生活排水や農地などからの浸透水も地下水に到達しやすく、水質の安全に影響する可能性を否定できない。

④清水を守る

- ・ハリザッコが生息していることを水環境の健全さの指標として、積極的に清水に関わり、誇りを持って清水を守る行動が必要である。

出典：秋田県立大学・美郷町官学連携事業

イバラトミヨ生息環境調査報告書「ハリザッコの郷」（抜粋）

(3) 良質な水質及び水量の地下水の持続的な利用

水源域等での不法投棄防止や汚染物質の地下浸透防止及び適切な処理により、地下水の水質保全を図りながら、水量確保に向けた涵養や地下水の適切な利用調整に努めるとともに、地下水の定期的な水質検査及び水位の測定を行う。

(4) 良質な水質の地表水による心に潤いを与える景観の維持

事業活動における汚水や悪臭を伴う排水等の流出防止及び適切な処理、農業における農薬と化学肥料の使用抑制、愛玩動物や家畜のふん尿の適切な処理を図るとともに、公共下水道や農業集落排水への加入促進、浄化槽の整備及びそれらの維持管理に努め、併せて、湧水、河川等の定期的な水質検査を行う。

V 保全計画

1 保全計画

保全にあたっては、清水及び周辺環境の維持・保全方針に基づき、活動の主体を地域住民等へ移行することを前提にその基盤整備を推進するものとする。

(1) 住民意識の向上

地域住民が清水を自分たちで守るという意識が希薄化しているほか、日常的に使用している地下水と清水が同一の資源であるという認識が不足しているのが現状であり、改善に向けて、幼少期や少年期から清水にふれる機会を創出するとともに、親世代を含め、清水の清掃活動等をおして「清水は地域で守る」という意識付けを図る。

(2) 維持管理の方針

清水には様々な側面があることから、清水を次のとおり分類し、町はそれぞれに適した維持管理の方針を定めて保全活動を行う団体等に示すものとする。

分類	維持管理の方針
生活の場としての清水	生活に密着した地域の財産であることを認識し、日常的な清掃活動を行うとともに、保全意識を次代へとつなげる。 ◇主たる活動主体＝行政区・町内会、子ども会、老人クラブ等
学習の場としての清水	イバラトミヨ等の水棲生物が生息しやすい環境を維持するための清掃等を施し、生態系を守り良好な環境の保全を図る。 ◇主たる活動主体＝学校、子ども会、ボランティア団体等
憩いの場としての清水	訪れる人が清水に癒され、ゆっくりと時間を過ごせるよう、植栽や休憩場所、散策コース等の美化活動を行う。 ◇主たる活動主体＝行政区・町内会、老人クラブ等
観光資源としての清水	訪れる人が清水の魅力を満喫し、また訪れたいと思わせることを目指し、清水や周辺の安全及び景観の維持を図る。 ◇主たる活動主体＝観光協会、企業、ボランティア団体等

(3) 保全活動に対する支援

町は、保全活動を行う団体等に対し何らかの支援を行うほか、自主的な活動を奨励するためにモデル地区やモデル事業を設定し、次に掲げるような取り組みに対し支援を行う。

- [例]
- ・地域住民による日常的な清水清掃活動
 - ・親子そろって水に触れることのできるイベントの企画、実施
 - ・子どもたちによる水位の計測や水棲生物の観察記録の実施
 - ・清水周辺清掃コンテストの開催 等

2 保全による効果

清水が美郷町の貴重な財産であるということを住民が再認識し、これまで以上に清水や周辺環境の大切さを実感して関心を持つようになるため、そこから醸成される意識を行動に移すための基盤を創り出すことができる。

また、誇りをもって「清水の郷」美郷町を内外にPRできるようになり、そのことがさらに清水を守るという意識や行動に連鎖することが期待される。

